

2021年10月5日

日タイ EPA 利用者 各位

日本商工会議所

日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正に伴う
2017年版HSコードでの判定審査の対応等について

令和3年7月5日付にて外務省より公表されているとおり、日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正が行われ、2022年1月より日・タイ経済連携協定（日タイEPA）の附属書二品目別規則（PSR）で適用されるHSコードが2002年版から2017年版に変更となります。

日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page23_003472.html

2022年1月以降に発給する日タイEPA原産地証明書は、2017年版HSコードに基づき原産性を判定された製品が適用となりますが、既に取得されている原産性判定番号については、各製品の判定申請者がHSコードの変更後も原産性判定に影響を与えないことを確認できた場合には、特定原産地証明書発給システムのオンライン上で既存の原産性判定結果及び判定番号を引き続き使用する旨の意思表示を行う等、簡便な移行手続きを行うことにより、2022年1月以降も継続してご利用いただくことができます（製品の利用回数も通算でのカウントになります）。

なお、製品ごとに必要な手続きは、HSコードの移行の状況と使用した原産性の判定基準により別紙のとおり分かります。

この移行手続きのプログラムは本年11月中を目途にご利用いただけるよう鋭意開発を進めており、具体的なご利用方法等の詳細については、準備が整った時点で改めてご案内する予定です（準備の状況により前後することがあります）、ご登録いただいている製品が別紙のどれに該当するかの確認や、2017年版HSコードでの原産性の再確認など予めご準備いただければ幸いです。

※HSコードの2002-2017の移行対応は、以下の資料でご確認ください。

[HS2017-HS2002の対応表](#)（UN TRADE STATISTICS CORRESPONDENCE TABLESより）

<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/correspondence-tables.asp>

2022年1月以降は、本移行手続きが取られていない既存の原産性判定番号による発給申請の受け付けはできなくなりますので、引き続き判定番号の使用をご希望の場合は必ず移行手続きをお願いします。

なお、既存の原産性判定番号を希望されない場合や新たな製品の原産性判定依頼を行う場合は、新規の原産性判定依頼が必要になります。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

e-mail : tokuteico@jcci.or.jp

HS コードの移行の状況と使用した原産性の判定基準による製品ごとに必要な手続き

移行後の HS コード	使用した原産性の判定基準		必要な手続き
1. 移行後の HS コードが特定できる (HS コードが変わらない、特定の HS コードに置き換わる、特定の HS コードに集約される) 場合	<p>(1) 原産性の判定基準で</p> <p>A 日本国内で完全に得られ又は生産される産品 (協定第 3 章第 2 8 条 1(a))</p> <p>C 日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則 (附属書二) の要件等を全て満たす産品 (協定第 3 章第 2 8 条 1(c)) の</p> <p>(3) 加工工程基準 (SP)</p> <p>を使用している</p> <p>※原材料が HS コードの変更の影響を受ける可能性がない</p>		<p>自動変換 (必要な手続きなし)</p>
	<p>(2) 原産性の判定基準で</p> <p>B 日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品 (協定第 3 章第 2 8 条 1(b))</p> <p>C 日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則 (附属書二) の要件等を全て満たす産品 (協定第 3 章第 2 8 条 1(c)) の</p> <p>(1) 付加価値基準 (VA)</p> <p>(2) 関税番号変更基準 (CTC)</p> <p>(4) 付加価値基準 (VA) + 関税番号変更基準 (CTC)</p> <p>を使用している</p> <p>※原材料が HS コードの変更の影響を受ける可能性がある</p>		<p>オンライン上での意思表示 (原産性に影響を与えない旨の自己確認ボックスにチェックを入れ、既存の原産品判定番号の産品データを HS2002 から HS2017 に自動変換する)</p>
2. 移行後の HS コードが複数に分散するため特定できない場合			<p>オンライン上での意思表示 および 2017 年版 HS コードの指定</p>

※原産性のないものを使用していることが発覚した場合、法令に基づき罰せられますので、自己確認に当たってはご注意ください。

※新規の原産性判定申請ではないので、原産性を示す資料の再度の提出は必要ありませんが、HS コード変更に合わせて関連資料はいつでも問い合わせ等に対応できるように各社で保存することをお願い申し上げます。